

平成26年第4回那須塩原市議会定例会

議事日程（第7号）

平成26年12月16日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第80号 那須地域定住自立圏共生ビジョン懇談会条例の制定について
議案第81号 那須塩原市子ども未来基金条例の制定について
議案第82号 那須塩原市工場立地法地域準則条例の制定について
議案第83号 組織機構改革に伴う関係条例の整備等について
議案第84号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
議案第86号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正について
議案第87号 那須塩原市営住宅条例の一部改正について
議案第88号 大田原市との間において那須地域定住自立圏形成協定を締結することについて
議案第89号 那須町との間において那須地域定住自立圏形成協定を締結することについて
議案第90号 那珂川町との間において那須地域定住自立圏形成協定を締結することについて
議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について
議案第92号 黒磯那須共同火葬場組合規約の変更について
議案第93号 新市建設計画の変更について
請願・陳情等について
（各委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 議案第72号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）
議案第73号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第74号 平成26年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第75号 平成26年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第76号 平成26年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第77号 平成26年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第78号 平成26年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第2号）
議案第79号 平成26年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 3 議案第94号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 4 議案第95号 土地改良事業の施行について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 5 発議第18号 米価下落に対する緊急対策措置を求める意見書の提出について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 6 常任委員会所管事務調査報告について

(報告)

日程第 7 閉会中の継続調査の申し出について

(承認)

追加議事日程 (第 1 号)

日程第 1 発議第 19 号 労働者保護ルール見直しに関する意見書の提出について

(提案説明、質疑、討論、採決)

出席議員（26名）

1番	藤村由美子	議員	2番	星宏子	議員
3番	相馬剛	議員	4番	齊藤誠之	議員
5番	佐藤一則	議員	6番	鈴木伸彦	議員
7番	櫻田貴久	議員	8番	大野恭男	議員
9番	伊藤豊美	議員	10番	松田寛人	議員
11番	高久好一	議員	12番	鈴木紀	議員
13番	磯飛清	議員	14番	眞壁俊郎	議員
15番	齋藤寿一	議員	16番	君島一郎	議員
17番	吉成伸一	議員	18番	金子哲也	議員
19番	若松東征	議員	20番	山本はるひ	議員
21番	相馬義一	議員	22番	玉野宏	議員
23番	平山啓子	議員	24番	植木弘行	議員
25番	人見菊一	議員	26番	中村芳隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二	副市長	人見寛敏
教育長	大宮司敏夫	企画部長	片桐計幸
企画情報課長	佐藤章	総務部長	和久強
総務課長	赤井清宏	財政課長	八木澤秀
生活環境部長	山崎稔	環境管理課長	舟岡誠
保健福祉部長	松江孝一郎	社会福祉課長	藤田恵子
産業観光部長	藤田輝夫	農務畜産課長	中山雅彦
建設部長	若目田好一	都市計画課長	君島勝
上下水道部長	須藤清隆	水道課長	小仁所滋
教育部長	伴内照和	教育総務課長	小林一恵
会計管理者	大島厚子	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	阿美豊
農業委員会 事務局長	田代晴久	西那須野 支所長	熊田一雄
塩原支所長	成瀬充		

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	阿久津	誠	議事課長	白井	一之
課長補佐兼 議事調査係長	増田	健造	議事調査係	人見	栄作
議事調査係	小池	雅之	議事調査係	伊藤	靖

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（中村芳隆議員） おはようございます。
散会前に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は26名であります。

議事日程の報告

議長（中村芳隆議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案第80号～議案第84号及
び議案第86号～議案第93号
並びに請願・陳情の各常任委員
長報告、質疑、討論、採決

議長（中村芳隆議員） 日程第1、議案第80号から議案第84号及び議案第86号から議案第93号までの13件並びに請願・陳情についてを議題といたします。

ただいま申し上げました議案13件及び請願・陳情については、関係常任委員会に付託してあります。各委員長は、一括して審査の結果を報告願います。

初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。

23番、平山啓子議員。

〔総務企画常任委員長 平山啓子議員登壇〕

総務企画常任委員長（平山啓子議員） 皆様、おはようございます。

これより、総務企画常任委員会における審査結果についてご報告申し上げます。

平成26年第4回那須塩原市議会定例会において、

当常任委員会に付託された案件は、条例の制定及び一部改正に関する案件が3件、協定の締結に関する案件が3件、指定管理者の指定に関する案件が1件、計画の変更に関する案件が1件の合計8件です。

付託案件を審査するため、12月9日、午前10時より第1委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その経過と結果でございますが、報告に当たりましては、委員から出された質疑を中心に申し上げます。

それでは、企画部企画情報課所管の議案第80号 那須地域定住自立圏共生ビジョン懇談会条例の制定について申し上げます。

委員からは、第4条に懇談会の委員について規定されているが、どんな人を選定するか、具体的な考えはあるのかとの質疑から、執行部から那須塩原市としては、環境、観光、公共交通の分野にかかわる方で那須地域圏内の方を中心にお願いすることになるだろうと考えているとの答弁がありました。

審査の結果、議案第80号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、企画部企画情報課所管の議案第83号 組織機構改革に伴う関係条例の整備等について申し上げます。

委員から、第6条の子育て相談センターに所長と必要な職員を置くという条文を削除した場合、新たに組織される子ども子育て総合センターに所長が置かれるのか。また、今ある子育て相談センターの職員配置はどうなるのかとの質疑があり、執行部から西那須野支所に置かれる予定の子ども未来部の中に子ども子育て総合センターが新設され、そこに所長や職員が配置される。いきいきふ

れあいセンター内にある子育て相談センターは、施設も事業も継続されるが、所長や職員は常駐せず、事業実施の必要に応じて職員が行き来することになるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第83号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、総務部総務課所管の議案第84号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について申し上げます。

委員から、今回の改正は政令などによるものか、市独自の発案かとの質疑があり、執行部から、子の看護休暇の制度自体は、平成17年に義務化されたものだが、今回の対象年齢引き上げは市独自の改正であるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第84号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、企画部企画情報課所管の議案第88号 大田原市との間において那須地域定住自立圏形成協定を締結することについて、議案第89号 那須町との間において那須地域定住自立圏形成協定を締結することについて及び議案第90号 那珂川町との間において那須地域定住自立圏形成協定を締結することについての3件を一括して申し上げます。

委員から、大田原市が中心市となった八溝山地域の協定は、それぞれの市ごとに協定項目が違ったと思うが、今回の協定は全て同じ内容なのかとの質疑があり、執行部から、ことし4月に設置した推進協議会や幹事会、連絡調整会議において協議をしてきた中で、八溝山地域の協定とは差別化を図り、環境、観光、公共交通の分野に集中した協定を全ての市町の間において同一の内容で締結することにしたとの答弁がありました。

審査の結果、議案第88号、議案第89号及び議案第90号の3件は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、企画部企画情報課所管の議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

委員からは、健康長寿センターは温泉施設の維持管理だけでなく、高齢者を中心とした利用者へのサービスが大事だと思うが、今回公募により指定管理者となる事業者はサービス事業の経験はあるのかとの質疑があり、執行部から、サービス事業の経験は把握してはいないが、選考の中でサービス向上に関する提案もされており、それは十分に評価できるものであったとの答弁がありました。

別の委員からは、これまで非公募とし特定の団体を管理者に指定してきた3つの施設を今回公募することにした理由についての質疑があり、執行部から、これまで特定団体として指定してきた施設振興公社が職員体制などを理由に、黒磯文化会館に特化して業務を行っていききたいという意向を示していることから、選定委員会で公募を決定したとの答弁がありました。

審査の結果、議案第91号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、企画部企画情報課所管の議案第93号 新市建設計画の変更について申し上げます。

委員から、主要道路網の整備のうち、市街地を一本化する道路の整備事業として上げられていた3路線が今回削られているが、路線名とその理由はとの質疑があり、執行部から、東三島塩野崎線、3・4・2豊浦通り、黒磯インターチェンジ線の3本で市の道路整備計画において、道路の位置づけがなされていないため、見送ることにしたとの答弁がありました。

審査の結果、議案第93号は、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務企画常任委員会における審査結果の報告を終わります。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。
12番、鈴木紀議員。

〔福祉教育常任委員長 鈴木 紀議員登壇〕
福祉教育常任委員長（鈴木 紀議員） 皆さん、おはようございます。

福祉教育常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成26年第4回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例案件2件であります。

これらを審査するため、去る12月9日火曜日に、第4委員会室において委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑、意見等を中心に申し上げます。

初めに、議案第81号 那須塩原市子ども未来基金条例の制定について申し上げます。

委員からは、基金の制定により待機児童の解消や放課後児童健全育成に対し、那須塩原市ではそれなりの対応が可能となると思っている。恐らく国は消費税をこの問題解消の原資と考えているようだが、いずれまた足りないときが訪れる。今回の措置は決してずれた問題ではなく、それなりに時勢に合った対応だと思っているとの意見がありました。

審査の結果、議案第81号 那須塩原市子ども未来基金条例の制定については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、この改正により市民の負担はふえ

るのかとの質疑があり、執行部からは、今回の改正により市民に支払われる出産育児一時金総額42万円に変更はない。このため市民の負担はふえることも減ることもないとの答弁がありました。

審査の結果、議案第86号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件の審査の経過並びに結果について報告を終わります。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 福祉教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、産業環境常任委員長の報告を求めます。
19番、若松東征議員。

〔産業環境常任委員長 若松東征議員登壇〕
産業環境常任委員長（若松東征議員） おはようございます。

産業環境常任委員会の審査経過と結果についてご報告いたします。

平成26年第4回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託されました案件は、条例案件1件、一部事務組合の規約の変更に関する案件1件、陳情案件1件であります。

これらの案件を審査するために、去る12月9日に第3委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりまして、各委員から出されました質疑等を中心に申し上げます。

初めに、議案第82号 那須塩原市工場立地法地域準則条例の制定について申し上げます。

委員からは、条例制定による規制緩和により工場等拡張工事の申請はある程度出てくる見込みは

あるのかとの質疑があり、執行部からは、具体的に何社という話にはならないが、問い合わせ等は既に数社からあり、条例が公布されればすぐにも取りかかりたいという話も聞いている。

また、市長の企業訪問の際にも、直接申し入れをされたという会社もあるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第82号 那須塩原市工場立地法地域準則条例の制定については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続いて、議案第92号 黒磯那須共同火葬場組合規則の変更について申し上げます。

委員からは、変更後の負担割合は組合議会において定めるとあるが、それはきちんと何分の1という形に定めるとい意味合いでよいかとの質疑があり、執行部からは、負担割合の決め方については、支出予算額から使用料等の収入を引いた残りを算定基礎として一定額を算出し、本市と那須町の負担割合を決めることになるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、50年を経過した中でかなりの人口変動は以前から感じられていたと思うが、議論がなされてこなかった理由と今回は那須町から話が出てきたものなのか確認したいとの質疑がありました。執行部からは、特に提案上、過去に負担割合の議論が出たということは聞いていない。黒磯町当時からほとんど事務局はこちらで担当していたことから、その分の負担を考慮してあえて変更の話は出てこなかった。今回は、管理者である市長から人口が随分と違うことから実績割りを考えてみてはどうかということで、組合議会に提案させていただいた経緯であるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第92号 黒磯那須共同火葬場組合規約の変更については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

続いて、陳情第9号 労働者保護ルールの見直しに関する意見書の採択を求める陳情書について申し上げます。

委員からは、捉え方、立場によって違いがあり、国でもまだ検討中であることを考えると、なおさら慎重に審議しないと難しい問題で、なかなか答えは出にくいとの意見がありました。

また、他の委員からは、大企業、中小企業など、いろいろな勤め口はあると思うが、市民の半数が勤労者であるということであれば、市民のことを考えると、このような制度は国のほうに採用してもらい意見を出すのが、我々の一つの仕事かなという思いを持っているとの意見がありました。

採決の結果、陳情第9号 労働者保護ルールの見直しに関する意見書の採択を求める陳情書については、継続すべきという意見は否決となり、その後には諮られた採択すべきものについては、賛成3名で過半数に至らず、委員会では採択すべきもの、不採択とすべきものいずれにも決しませんでした。

以上で、当分科会に付託されました案件の審査経過並びに結果について報告を終わります。

議案第82号 那須塩原市工場立地法地域準則条例の制定については訂正を願います。大変失礼しました。

議案第92号 規則と発言しましたが、議案第82号と規約に訂正願います。大変申しわけありませんでした。失礼します。

議長（中村芳隆議員） 産業環境常任委員長長の報告が終わりました。

次に、建設水道常任委員長長の報告を求めます。

14番、眞壁俊郎議員。

〔建設水道常任委員長 眞壁俊郎議員登壇〕

建設水道常任委員長（眞壁俊郎議員） 皆さん、おはようございます。

建設水道常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成26年第4回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件1件でございます。

この案件を審査するため、去る12月9日、第2委員会室において委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。

議案第87号 那須塩原市営住宅条例の一部改正についてを申し上げます。

連帯保証人の条件を緩和することにより、入居者数の増加が見込まれるのか。また、市営住宅の指定管理制度の導入であるが、他市町で導入されているところはどのくらいあるか。市営住宅等の維持管理に関する業務、市営住宅等の運営に関する業務及び業務に関する附帯業務について具体的内容は。また、どのような事業者が指定管理を行っているかとの質疑があり、執行部からは連帯保証人の条件を緩和することにより、増加人数は正確にわからないが、入居者数がふえると考えている。

また、指定管理者制度の他市町の導入状況は、佐野市、足利市、栃木市、また栃木県が佐野足利地区において導入している。市営住宅等の維持管理、運営に関する業務の詳細内容については、入居及び退去手続に関する業務、家賃、駐車場使用料の収納及び滞納整理に関する業務、住宅建物等及び共同施設の修繕、保守管理に関する業務、駐車場の管理に関する業務等である。どのような事業者が指定管理者になっているかについては、足利市は、栃木県南不動産業協同組合、佐野市、栃木市は、共同事業体である栃木市公営住宅管理センター、栃木県は、栃木県南不動産業協同組合と

なっているとの答弁がありました。

議案第87号 那須塩原市営住宅条例の一部改正については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査経過並びに結果についての報告を終わりにいたします。議長（中村芳隆議員） 建設水道常任委員長長の報告が終わりました。

以上で、各委員長の審査結果の報告が終わりました。

各委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

議案第80号から議案第84号及び議案第86号から議案第93号までの13件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第80号から議案第84号及び議案第86号から議案第93号までの13件については、総務企画、福祉教育、産業環境、建設水道各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号から議案第84号及び議案第86号から議案第93号までの13件については、原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情等について。

請願第9号について、討論を許します。

14番、眞壁俊郎議員。

〔14番 眞壁俊郎議員登壇〕

14番（眞壁俊郎議員） 労働者保護ルールの見直しに関する意見書の採択を求める陳情書について、賛成の立場で討論いたします。

今、政府は日本がデフレから抜け出すための成長戦略を描き、実行しようとしています。働く者の賃上げによって経済を好循環させ、デフレから抜け出し、成長戦略を図る政策を強く打ち出していることは、大いに評価するところでございます。しかし、政府内に設置された一部の会議体では解雇の金銭解決制度やホワイトカラー・エグゼンプションの導入、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある限定正社員の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなど、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされています。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されるものではなく、むしろ政府が掲げる経済好循環とは逆の動きであると言えます。

1985年に労働者派遣法ができて、事業者に一定の要件を課すことにより間接雇用が合法化されたわけですが、その派遣労働者の基本的権利は保護されていると言えるでしょうか。労働条件は直接雇用の労働者に比べ、遜色ない水準と言えるでしょうか。賃金や手当は正社員に比べ低いままです。キャリアアップの機会も不十分です。労働者の命や健康にかかわる安全・衛生面でも職場での対応が不十分であり、パワハラ、セクハラの問題も派遣会社、派遣先どちらもきちんと対応してくれないという問題が起きております。

派遣労働者の生存権を脅かすような問題は、5年前のリーマンショックのときに大きな社会問題となりました。派遣労働者が仕事と住まいを同時に失い、路頭に迷い、日比谷公園など大都市には年越し派遣村ができました。あのときは与野党問わず、多くの国会議員が問題意識を持って、日

雇い派遣の禁止といった労働者保護のための派遣法改正を行いました。

ところが、今回の派遣法改正案は、前回と違って変わって派遣期間制限の撤廃という大規制緩和が行われようとしているわけであります。これまで原則3年で終わりという派遣期間の制限を撤廃し、派遣会社に赴き雇用される派遣社員と有期雇用の派遣社員であっても人をかえれば派遣を永続的に使い続けられるという内容であります。

労働者保護ルールの見直しに関する意見書の採択を求める陳情は、雇用社会、日本の主人公である雇用労働者が安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することを求めるものであり、デフレからの脱却、若い人が結婚、出産につながり、ひいては日本経済、社会の持続的な成長のための陳情であることから、賛成といたします。

発言の訂正

議長（中村芳隆議員） ここで訂正をさせていただきます。先ほど私が陳情第9号と申し上げるところを請願第9号と申し上げましたので、陳情第9号と訂正をさせていただきたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 次に、11番、高久好一議員。

〔11番 高久好一議員登壇〕

11番（高久好一議員） 皆さん、おはようございます。日本共産党の高久好一です。

陳情第9号 労働者保護ルールの見直しに関する意見書の採択を求める陳情書に、賛成する討論

です。

衆院が解散になった臨時国会で安倍政権が重要法案と位置づけた労働者派遣法改正案が廃案になりました。6月の通常国会での廃案に続く2回目の廃案です。政府与党は数の力で強行を狙いましたが、全労連、連合、全労協などの組織の違いを超えた勤労者の共同の広がりや世論が廃案に追い込んだものです。大きな成果でした。戦いをさらに広げ、一生涯派遣、正社員ゼロの社会に道を開く労働者派遣法改悪を初め、安倍政権による雇用破壊を断念させることが日本経済の切れ目のない発展につながります。

労働者派遣法改正案は、これまで臨時的、一時的業務に限定し、通常雇用の代替にしてはならないとしてきた労働者派遣の原則を根本から覆すもので許されるものではありません。今まで専門26業務としていた期限のない派遣の業務区分を撤廃することや延長しても3年が限度だった派遣の期間制限をなくすとしています。正社員から派遣労働者への置きかえが際限なく広がり、労働者を派遣のまま一生涯使い続けることが狙いです。

日本の財界が求める世界で一番企業が活躍しやすい国づくりを目指す安倍政権の経済政策アベノミクスの大きな柱でもあります。アベノミクスの成長戦略として、残業代ゼロ制度導入を主張してきた日本経団連、経済同友会の主な役員企業など、40社93事業所が結ぶ36協定を調べたところ、過労死ラインとされる1カ月の残業時間80時間を超える36協定を結んでいる企業が78%にも上がることが明らかになりました。情報開示請求を行った結果です。

この調査で、大企業の長時間残業の最新の実態と経団連がただ働きの拡大へ残業代ゼロ制度や裁量労働制の緩和を求めている理由も明白になりました。経団連会長の企業東レの36協定特別条項

は、月100時間で、1カ月だけで過労死と認定される基準です。

そもそも労働時間の規制は、労働者の健康とワークライフバランス、仕事と生活の調和を確保するためでしたが、そのはずが実際には野放しになっているのが実態でした。

派遣法改悪は、過去何度も企てられてきましたが、派遣労働を大規模に蔓延させる改悪案に対して、労働組合や弁護士団体、研究者、国民から大きな批判が巻き起こり、その都度廃案を繰り返してきました。

今回、安倍総理や塩崎厚労大臣らは、派遣労働者の雇用安定と保護のためだと繰り返しましたが、こんなごまかしは通用するものではありません。安倍首相は、派遣労働者の正社員化を図るために、派遣会社にキャリアアップ支援を義務づけると何度も繰り返していますが、キャリアアップのための教育訓練ができるような体制がある派遣会社はほとんどありません。月に1回、パソコン教室を行うだけで義務を果たしたことになるのかという質問に対し、厚労大臣が答えられないままの状態です。実効性がどこにもないのが実態です。

公明党が突然派遣労働者の臨時的、一時的な働き方に位置づける原則を盛り込んだ修正案を提出したことは、ごく当然な成り行きです。しかし、公明党はなぜかすぐこの修正案を撤回したのは、本当に残念というほかはありません。

塩崎厚労大臣が、この法案にないことを答弁し、厚労省も事務方があわてて訂正するなど、まともな審議ができない状態に陥ったことも特徴的でした。政府与党が繰り返し狙った衆院厚労委員会での採決を許さなかったことは、大企業の利益のために労働者を犠牲にする危険な本質が明らかになった当然の結果です。

世論と運動を結んだ国会での論戦は、本案を廃

案に追い込む上で大きな役割を果たしました。労働者派遣法を一時的、臨時的業務に限定することは当たり前の原則です。ILOなど、国際的な流れに逆らう現政府の姿勢は異常というほかはありません。

派遣法改悪に続き、長時間労働を野放しにする残業代ゼロのホワイトカラー・エグゼンプションや金さえ払えば解雇の自由化など、労働規制の改悪もあわせて行おうとしておりますが、アメリカを模倣しての時代おくれの政策はもうきっぱりとやめるべきです。

安倍首相は、今回の解散総選挙で政府与党の議席をふやした今、この道しかないと雇用破壊の法案の再提出が懸念されています。こうしたやりかたを絶対許してはいけません。

派遣法の改悪を許さなかった世論と運動をさらに広げ、雇用破壊ノーの国民の声を集め、人間らしい労働の実現を目指し、この声をさらに大きく伸ばすことが今強く求められています。

陳情第9号 労働者保護ルールの見直しに関する意見書の採択を求める陳情に賛成することを述べ、討論を終わります。

議長（中村芳隆議員） 以上で討論を終結いたします。

陳情第9号について、産業環境常任委員長報告は採択、不採択とも過半数に至らずいずれにも決しなかったであります。

採決いたします。

陳情第9号について、採択と決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 起立多数。

よって、陳情第9号については、採択と決しました。

議案第72号～議案第79号の

予算常任委員長報告、質疑、討

論、採決

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第2、議案第72号から議案第79号までの8件を議題といたします。

議案第72号から議案第79号までの8件については、予算常任委員会に付託してありますので、審査の結果を報告願います。

予算常任委員長、23番、平山啓子議員。

〔予算常任委員長 平山啓子議員登壇〕

予算常任委員長（平山啓子議員） これより予算常任委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

平成26年第4回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された議案は、議案第72号から議案第79号までの補正予算案件8件でございます。

これらの議案の審査のため、12月15日月曜日午前10時より本庁303会議室において委員全員出席のもと、予算常任委員会全体会を開催いたしました。

審査に当たりましては、私と3人の副委員長から各分科会における審査結果の報告を行い、その後、議案ごとに質疑、討論、採決を行いました。

それでは、その結果を申し上げます。

議案第72号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号 平成26年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第78号 平成26年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第2号）までの特別会計に係る補正予算

案件6件につきましては、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第79号 平成26年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、予算常任委員会の報告いたします。

以上でございます。

議長(中村芳隆議員) 予算常任委員長の報告が終わりました。

予算常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長(中村芳隆議員) 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(中村芳隆議員) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、予算常任委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

議案第72号から議案第79号までの8件は、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第72号から議案第79号までの8件については、予算常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長(中村芳隆議員) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第94号の上程、説明、質

疑、討論、採決

議長(中村芳隆議員) 次に、日程第3、議案第

94号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二登壇〕

市長(阿久津憲二) 議案第94号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算(第8号)について、提案のご説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料は1ページから3ページです。

今回の補正は、防災・安全社会資本整備総合交付金の追加配分に伴う市営住宅の改修工事に要する経費の追加について必要な予算措置を行うものであります。

主な補正の内容は、歳入では、14款国庫支出金で今回の歳出予算の財源として防災・安全交付金270万円を追加するものであります。

一方の歳出では、8款土木費で市営住宅若松団地3号棟屋上防水改修工事に要する経費として、市営住宅管理運営事業に600万円を追加し、14款予備費で歳入との差額330万円を減額して調整するものであります。

これにより、歳入歳出それぞれ270万円を追加し、平成26年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額を535億1,721万6,000円とするものであります。

今回の補正予算におきまして、新たに1件の債務負担行為の設定を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(中村芳隆議員) 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長(中村芳隆議員) 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第94号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第4、議案第94号 土地改良事業の施行についてを議題といたします。

失礼いたしました。ただいま議案第94号と申しましたが、95号と訂正をさせていただきます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 人見寛敏登壇〕

副市長（人見寛敏） 議案第95号 土地改良事業の施行について、提案のご説明を申し上げます。

議案書は2ページ、議案資料は4ページになります。

本案は、台風19号により平成26年10月14日に被災した農地の国庫補助災害復旧工事を市の土地改良事業として施行するに当たり、土地改良法第96

条の4第1項の規定により準用する同法第88条第1項の規定に基づき議会の議決を求められます。

本災害復旧事業につきましては、寺子地内の田1カ所0.07haを対象として実施するもので、事業費につきましては300万円となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第95号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

発議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第5、発議第18号 米価下落に対する緊急対策措置を求める意

見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業環境常任委員長、19番、若松東征議員。

〔産業環境常任委員長 若松東征議員登壇〕

産業環境常任委員長（若松東征議員） 提案理由の説明をいたします。

発議第18号 米価下落に対する緊急対策措置を求める意見書の提出について提案理由のご説明を申し上げます。

平成26年産米は、平年を上回る作柄となり近年にない大幅な需給緩和が予想されます。JA全農とちぎにおいて、栃木県の主力銘柄「コシヒカリ」の平成26年産米に対する概算金が昨年に比べ、3,800円もの大幅な引き上げとなっています。

このため、当座の資金繰りに困窮する稲作農家が出ることは確実であります。また、平成26年産米の大量持ち越しに伴い、販売見通しが立たずに追加払い等の措置が困難な場合には、次年度以降の再生産に必要な資金の確保だけでなく、日常生活にも支障を来すことが予想されます。

那須塩原市の基幹産業は、米作を主とする農業であり、米価下落は稲作農家に多大な影響を与えることにとどまらず、日本経済全体にも重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

以上を踏まえ、稲作農家が安心して生産に取り組み、国民に安定した食料を供給し続けるために、国会及び政府に対し、早急な対策を講じるよう強く要望し、意見書を提出するものです。

議員各位におかれましては、趣旨をご理解の上、原案のとおりご決定くださりますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

大変失礼しました。概算金を3,800円の引き上げと発言しましたが、引き下げですので、誤りですので、訂正を願います。

議長（中村芳隆議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって質疑を終了し、討論を許します。

9番、伊藤豊美議員。

〔9番 伊藤豊美議員登壇〕

9番（伊藤豊美議員） 発議第18号 米価下落に対する緊急対策措置を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論をいたします。

今、稲作農家は大変困窮しています。それは栃木県の主力銘柄であるコシヒカリの平成26年産に対する概算金が8,000円とされ、昨年の1万1,800円に比べると3,800円という余りにも大幅な引き下げが行われたためであります。内金とはいえ、この価格では農家は再生産もできず、それどころか日常生活に支障を来すことが予想されます。農家は近年TPPの論議にも苦しめられ、将来に対して、また国に対して疑心暗鬼になっております。

以上のことから、この米価下落に対する緊急対策措置を求める意見書を国に提出し、国の主導によって稲作農家が安心して米をつくり、安定した食料供給をできるような緊急対策措置を講じられますよう切に望みます。

皆様にも、ご賛同いただけますようお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

議長（中村芳隆議員） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） ないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第18号については、原案のとおり決すること
で異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

常任委員会所管事務調査報告に
ついて

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第6、常任委
員会所管事務調査報告についてを議題といたしま
す。

常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務企画常任委員長、23番、平山啓子
議員。

〔総務企画常任委員長 平山啓子議員登壇〕

総務企画常任委員長（平山啓子議員） それでは、
総務企画常任委員会の所管事務調査の報告を申し
上げます。

私たち総務常任委員7名と事務局1人の参加で
11月7日から11月8日の2日間にわたり視察して
まいりました。

視察地は、東京都町田市、内容といたしまして
は、新庁舎建設の経過及び議会の対応についてで
す。

翌日、11月8日土曜日、東京都江東区の防災体
験学習施設そなエリア東京。内容は防災、特に地
震についてです。同じくその午後、東京都江東区
にある東京臨海広域防災公園にて、第24回全国消
防操法大会、黒磯消防団第1分団第5部の操法大
会を見学させていただきました。

内容等につきましては、皆様のお手元にあると
おりでございます。一度お目を通していただけれ

ば幸いです。

以上で報告を終わります。

議長（中村芳隆議員） 報告が終わりました。

次に、建設常任委員長、14番、眞壁俊郎議員。

〔建設水道常任委員長 眞壁俊郎議員登壇〕

建設水道常任委員長（眞壁俊郎議員） それでは、
建設水道常任委員会の所管事務調査報告をいたし
ます。

視察期間については、10月15日から17日の3日
間です。

まず15日、視察地については、愛知県東海市、
地方都市リノベーション事業について太田川駅周
辺地区の視察をまいりました。

10月16日木曜日、愛知県大府市、地方都市リノ
ベーション事業について大府中部地区の視察をし
てまいりました。

10月17日金曜日、愛知県豊橋市、下水道汚泥を
利用した再生可能エネルギーの創出についてを視
察してまいりました。

詳細につきましては、お配りの報告書にござい
ますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で報告を終わりにいたします。

議長（中村芳隆議員） 報告が終わりました。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わ
ります。

閉会中の継続調査の申し出につ
いて

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第7、閉会中
の継続調査の申し出についてを議題といたします。

予算常任委員長から会議規則第111条の規定に
より、お手元に配付いたしました申し出書のと
おり、閉会中の継続調査の申し出が提出されてお

ます。

お諮りいたします。

これを承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、予算常任委員長の申し出のとおり、これを承認することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時01分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（中村芳隆議員） ここで追加日程第1、発議第19号 労働者保護ルール見直しに関する意見書の提出についてを議題といたします。

本案については、会議規則第14条により眞壁俊郎議員外2名の賛成者とともに発議の提出が先ほどありましたので、議事日程に追加し議題とするものであります。

本案について提案理由の説明を求めます。

14番、眞壁俊郎議員。

〔14番 眞壁俊郎議員登壇〕

14番（眞壁俊郎議員） 発議第19号 労働者保護ルール見直しに関する意見書の提出について、提案理由の説明をいたします。

我が国は、働く者のうち9割が雇用関係のもとで働く雇用社会です。この雇用社会日本の主人公

である雇用労働者が安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することがデフレからの脱却及び若い人の結婚、出産につながり、ひいては日本経済社会の持続的な成長のために必要です。

今、政府内に設置された一部の会議体では、成長戦略のもと解雇の金銭解決制度やホワイトカラー・エグゼンプションの導入、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある限定正社員の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなど、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がされております。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されるものではなく、むしろ政府が掲げる経済好循環とは逆の動きであると言えます。

また、雇用労働政策にかかわる議論は労働政策審議会で議論すべきものであることから、労働者保護ルールの見直しに関する意見書の提出をするものです。

以上、説明といたします。

議長（中村芳隆議員） 提案理由の説明が終わりました。

説明に対し質疑を許します。

2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 意見書提出に当たりまして、質疑があります。

まず1つに、限定正社員とホワイトカラー・エグゼンプションに対してのデメリットは具体的にどのようなものが考えられるでしょうか。お尋ねいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

14番、眞壁俊郎議員。

14番（眞壁俊郎議員） お尋ねのホワイトカラー・エグゼンプションのメリット・デメリットということによろしいんですか。

〔「デメリット……」と言う人あり〕

14番（眞壁俊郎議員） デメリットですか。わかりました。

当然、このものが導入されると時間外労働、こういうものに手当がつかなくなるということで、非常に労働条件等大変厳しくなるというのがまさにデメリットであります。

また、限定正社員の関係につきましては、当然、大変自由に仕事ができるというメリットがございしますが、それ以上にデメリットといたしましては、やはり解雇される。そういうことが非常に簡単に解雇される。そういうことが非常に大きくなるということが最大のデメリットだと思っております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 先ほどメリットの件も限定正社員のことで、お答えをいただいたんですけども、解雇されやすくなるということは、やはりそれは限定されているから解雇されやすいという労働条件になってしまうからでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

14番、眞壁俊郎議員。

14番（眞壁俊郎議員） 先ほども申し上げましたが、まさに働き方は自由にはなるんですが、その反対で非常に会社のほうが解雇しやすくなる。これは非常にデメリットになるということだと私は考えています。

議長（中村芳隆議員） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第19号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議がありますので、採決いたします。

発議第19号については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（中村芳隆議員） 賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

市長挨拶

議長（中村芳隆議員） 以上で、平成26年第4回那須塩原市議会定例会の議案は全て終了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 阿久津憲二登壇〕

市長（阿久津憲二） 平成26年第4回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

去る11月28日から本日までの19日間にわたり開催されました第4回市議会定例会も、ここに閉会の運びとなりました。この間、議員の皆様方には、平成26年度那須塩原市一般会計補正予算のほか合わせて29件につきまして慎重にご審議をいただき、それぞれ原案のとおりご決定を賜りましてありが

とうございました。議案審議の過程や会派代表質問、さらには市政一般質問の場におきまして、皆様からご提示をいただきましたご意見等につきましては、今後十分に検討をさせていただきたいと考えております。

さて、衆議院議員選挙では、経済政策アベノミクスを継続し、デフレ脱却を確実に実施してもらいたいという国民の意思が明確に示されました。

地方においても、景気回復の実感できる安定した政策運営を期待しております。平成26年も残すところ、わずかとなってまいりました。今後は平成27年度の予算編成が本格化することになります。

本市の平成27年度予算につきましては、事務事業推進のキーワードを「未来への投資」として人口減少克服など、国・県が描く未来像の施策に基調を合わせつつ、本市独自の施策として「将来を担う子どもへの投資」、「若者・女性が活躍できる環境への投資」、「障害者や高齢者などの市民が安全・安心に暮らせる住みよさへの投資」など、地域資源を活用しながら各種事業を編成していきたいと考えております。皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、インフルエンザの流行が例年より早いと伺っております。これから冬本番を迎えることとなりますが、議員各位におかれましては、健康に十分留意され、来る平成27年が皆様方にとりましても、そして本市にとりましても実り多き年となりますようご祈念を申し上げまして、第4回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりましてのご挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

議長（中村芳隆議員） 市長の挨拶が終わりました。

閉会の宣告

議長（中村芳隆議員） 閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

去る11月28日から19日間にわたり開会されました平成26年第4回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案につきましてご協力をいただき、ここに全議案の審議を終了することができました。

各位のご協力に対しまして心から御礼を申し上げますと存じます。

執行部におかれましては、審議の過程の中で各議員から出されました意見、要望等を十分に検討し、市政に反映されますよう要望いたすところであります。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時13分

上記会議録を証するため下記署名する。

平成26年12月16日

議 長 中 村 芳 隆

署 名 議 員 齋 藤 寿 一

署 名 議 員 君 島 一 郎